

12. 家政学のための複式簿記の原理

勘定体系を中心に

岐阜女子短大 今井 光映

1. 前に複式簿記の家政学的合理化を試み、家庭財務諸表の構造において主権勘定なるものを提唱した。ところで複式簿記の体系は勘定の体系にほかならない。したがって今回は、勘定が家庭財務諸表に統一されてゆくその統一の過程において、主権勘定がどのような関連をもつかを解明し、私案による主権勘定にもとづく家庭複式簿記の構造を、明らかにしたい。

2. (1)家計の簿記構造は、部分的把握機構(勘定)と総体的把握機構(家庭財務諸表)とから構成される。

(2)家計の部分的な把握機構としての勘定が、資産表勘定と収支表勘定に統一されたとき、総体的把握機構としての家庭財務諸表(資産表と収支表)が構成される。

(3)家計の総体的把握機構の二要素のうち、収支表は資産表の下請的計算機構であり、資産の増減変化の原因を内訳的に説明してくれる。そして収支表における収支の諸勘定の結果は、決算時に一括計算され、自己主権勘定に転受される。

(4)他人主権に関する収支は、そのつど直接に、他人主権勘定にかかわらしめる。

(5)勘定はすべて資産表から出発し、各勘定の計算結果は資産表に還帰する。家庭複式簿記は結局において、資産表における資産勘定と主権勘定の二勘定系統に統一され、その統一的体系の上に構成される。